

逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月25日（日）9時15分から10時45分まで

場 所：逗子アリーナ

参加者：4名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

【参加者の意見】

- ・自分の地域では生ごみ処理容器の普及率は10%程度と踏んでいる。もっと良いものを開発するなどしてもらいたい。

【質疑応答】

Q この計画の向こう10年の中、我々市民生活に大きなポイントであるごみ捨てに関して大きく変化することがあれば教えてもらいたい。

A 今後10年間のこの計画の中で一番市民生活に影響を及ぼすのは、生ごみの分別。これについては、現在の一般廃棄物基本計画、平成22年からの10年間（1年延長済み）の計画にも既に生ごみの資源化については盛り込まれており、今回具体的にこのような形で記載をしたもの。スケジュールは、葉山町と広域処理でやることになっており、令和6年度に分別を開始する予定。市民生活に重大な影響を及ぼすことから、まず令和3年度に説明会、パブリックコメント、審議会への諮問を行う。中身については分別区分をひとつ分けるということ、処理の方法が変わること、かなり大きな変更となることから、市民参加条例の手続きに則り、来年度1年間をかけて行う。来年度の3月議会に事務の委託の議案を提出する予定。議会で議案が可決されれば、令和4年度から5年度の2年間かけて市民説明会を市内全域で開催し、令和6年度からの分別開始を予定している。

Q 今日の関心ごとは生ごみ。現状も上手くいっていない中、果たして生ごみもできるのか。市民はどこまで理解できるか非常に不安。14ページの資源化計画に家庭用生ごみ処理容器の普及促進とあるが、これはキエーロを想定しているのか。キエーロは私の使い方が悪

いのか、廃棄処分した。効果がない。あれはどの程度浸透したのか。新しいものの普及促進は具体的に何かあるのか。

A 想定はキエーロだけではないが、逗子市で一番多く補助の申請が出ているのがキエーロ。そのため具体的にはキエーロを中心に進めていくことになる。非電動式は他に昔からコンポスター容器、EM処理容器、ミミズを使ったものなどもあり、それらもすべて補助金の対象となる。

Q ちなみにキエーロは市としてはどの程度浸透していると分析しているか。計画どおりか。

A 平成27年度にごみの有料化をしたときの前後が一番多く出ている。現在下火になってきているが、推進していきたい。

Q 生ごみ分別はわかるが、逗子市は高齢化が進んでいる中、本人は認識せずに認知が進んでいてごみの分別できない方が増えてきている。それに対して今後何か考えて行かないといけない。ある空き家の前に集中的に置かれてしまうことが起きている。介護などの認定を受けている人には戸別収集があると聞いているが、それと別のことが出てきてしまっている。本人に自覚がないので話をしても理解してもらえない。容器包装プラスチックは特に認識できていない。認知症であるという認識ができていないということがある。それが今後大きな課題が出てくるのではないかと思う。生ごみ分別は、より理解できないケースがこれから出てくる懸念がある。こういったことを踏まえて考えて欲しい。

A 高齢化社会への対応をこの計画内でも検討をするということについて、福祉部門では地域共生社会の実現として今年4月から新たな係をつくり、高齢化社会により一層対応を図ることを推進していくこととなっている。環境クリーンセンター、環境都市部門も福祉部門と連携していきたい。この基本計画にどこまで盛り込めるかは検討させていただくが、ご意見として受け止める。

Q この計画の中でキーになるポイントあれば教えてもらいたい。

A 3つある。計画本編の最後に資料が載っているが、その中で今資源化をしていないものでこれからしていこうとしているものが、①生ごみ、②家庭ごみの燃やすごみの中に含まれている資源化できる紙。燃やすごみの組成分析をすると約40%は紙、約40%は生ごみ、残り20%が燃やすもの。そのためまず生ごみと紙ごみでティッシュなどの資源化できないもの以外のものがまだ多量に含まれているので、そちらの啓発が重要となってくる。もう1つ、この計画の中では資源化の目標に入れていないが、③大人用の紙おむつがある。これは燃やすごみの中の9%くらい。その資源化は、この10年間ではできないかもしれないが、今後考えていかななくてはならない課題と考えている。

Q 生ごみを分別して資源化するのは、すごく大変なこと。全市民が分別できるかは信じられない。私自身は生ごみを分別して資源化しているが、自分の畑にまくと思うからこそやるのであって、そうでなかったら本当に大変だと思う。生ごみを資源化して使っている業者さんなどに話を伺うと、たばこの吸い殻がちょっとでも混ざっていると使えないとか、生ごみを分けるのは大変だと実感している。葉山でどういう資源化をするのかわからないので何とも言えないが、堆肥化するのだとしたらなおさら。何年か前のハイランドの実証実験がどうだったのか知りたい。それから燃やすごみに紙が4割入っているという話を伺ったが、逗子市の資源化の方法だと紙は資源化できないものが大変多い。例えばデパートの包み紙はほとんどビニールがひいてある。資源化できない紙はいっぱいある。燃やすごみに紙は入れないでとあるが、どういう紙を入れてはいけないのかという講習会をやって欲しい。もう一点、市民事業者等の協働による循環型社会づくりの推進というのがあったが、市民活動への支援についてどのように考えているか。

A まず一点目の生ごみの資源化の方法は、これまで堆肥化、バイオガス化などが主流だったが、今回考えているのは、減容化でこれは菌床の中に生ごみを入れて攪拌し、バクテリアにより10分の9は消えてしまい、10%くらいが堆肥として残る。先進的な事例では、久喜宮代衛生組合と北海道の津別町でやっているものがある。

燃やすごみの中の紙について。逗子市の手法は紙を紙にするという昔からのやり方。集団資源回収の業者が回収して問屋へ持って行き、もう一度紙にする。紙でも容器包装リサイクル法で紙製容器包装として資源化している市町村もある。例えば焼酎のパックのような裏が銀色になっているものは、逗子市のやり方では紙に再生できないが、容器包装リサイクル法では燃料にできる。紙を紙に戻すのか、燃料にするのかという違いがある。

市民活動の支援については、市の制度として後援、協力、共催があるので、それに則ってやっていく。

Q 後援、協力、共催の条件は。

A 後援等については規定があるのでそれをご覧いただきたい。市民活動として申請していただいて、その内容が市にとって同じ方向を向いている事業、市と一緒にやりたいと思う事業が対象。

2 災害廃棄物処理計画（案）について

【参加者の意見及び質疑応答】

なし

逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月25日（日）13時15分から14時45分まで

場 所：沼間小学校区コミュニティセンター

参加者：2名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

【参加者の意見】

- ・市民・事業者等の協働による循環型社会づくりの推進の中で、当然市民・事業者との協働というのはあるが、廃棄物減量等推進員との連携という中で、推進員の役割というのは地域で熱心な方もいるし様々あって、この間も市の取組みに対して助かっている部分もあると思うが、実質上町内会の取組みが循環型社会をつくる上で大きな役割を果たすのではないかと思っている。町内会・自治会との明確な位置づけをしておいた方がよいのではないか。
- ・焼却炉のエネルギーを活用しないと勿体ない。建て替えるのならば、その辺りを検討してもらいたい。

【質疑応答】

- Q 有料化によりごみは減ったという報告があるが、料金は住民にとっては低ければそれに越したことはないが、あまりにも低いと意識付けに役立たないというのがある。今後、逗子市として、有料化がある一定の成果はあったとみている中で、下げるのか、上げるのか、どちらの方向で考えて行こうとしているのか伺いたい。
- A 有料化当時、手数料額を算定する際、1ℓ当たりの処理単価を算出しているが、先進自治体を参考として料金設定をした。今後については、上げも下げもせず、現状のまま行く予定。
- Q 中間処理の関係について。焼却施設の延命化対策の検討をということで、逗子市は焼却施設を延命というよりは最終的には焼却施設をなくすという考えがあるようだが、延命

化対策の検討というのは、改めて延命が可能かどうかを検討・研究していくということか。

A 延命化計画は策定済み。最終年度は今年度までとなっている。延命化対策の検討は、補助金をもらうための延命化の計画ではなく、今後2市1町のごみを受け入れて、それを最低でも令和16年度までもたせるための保全計画をこれからつくるための検討をしていく。

Q ごみ排出に関する目標で、減らしていくという考え方があるが、生ごみ処理をした場合はこの数字が大きく変わって半分くらいになると見てよいか。この計画だとそれほど大きく減るような形にはならないが、生ごみ処理をすればこういう形に変わっていくのであれば、市の方針が生ごみを別に集めるというのであれば、この目標値はもっと高くなるのではないか。この辺についてどう見ればよいか。

A 排出量としては、排出としてごみは出てくる。生ごみを資源化した場合、資源化量の方に入ってくる。生ごみ処理容器を使った場合には減量化なので排出量が減るということで、こことは関連していないことになる。

Q 資源化計画の中の拠点回収制度の見直しとは具体的にどういうことか。

A 平成27年に分別区分を拡大し、例えば廃蛍光管、乾電池、びんなどもきっちり資源化するよう分別して集めている。そのため拠点回収の品目とステーション収集の品目が重複してしまっている現状があるため、そこをこれから見直ししていく。ステーション収集をしているので、拠点回収から外し、ステーション収集の方に統一していくという検討。

Q 時代はカーボンフリーになっているので、焼却施設の排熱の利用はどのように考えているか。

A 焼却施設からの熱利用という話としては、逗子市の焼却施設は昭和50年代に建設をしたもの。排熱利用というと発電とか熱を吸収させて温水をつくるなどあるが、現状行っているのは、場内でお湯や暖房に利用している。これを新たに発電等に持って行くとすると、莫大な費用がかかる。発電設備だとか設備を相当改良しないと、現状では不可能。

Q 長い目で見た場合、近くの中学校の熱源を持って行くと有効利用できるのでは。

A 距離があるため、今の施設では難しい。熱が下がらないまま持って行くようにするには、コストもそうだが、今の施設では構造的に難しい。現在のごみの量からも発電には足りない。日量100トン規模以上ないと難しい。

2 災害廃棄物処理計画（案）について

【参加者の意見】

なし

【質疑応答】

Q 風水害の想定には、雨量がどのくらいなどのデータもないと全然想像ができない。防災安全課の避難所運営委員会との整合性がない。今コロナ禍だと避難する人も自動車で避難して、車内で待機する人も多いのではないか。そうなるとうみ分けが必要になってくる。その辺に対して検討が何もされていないし、我々も初めてこれを見て、学校もそのような場所になっているのを見ると、ではエリア分けするにも誰が動くのかと。避難所運営委員会も自治会が運営しているが、それも目一杯で動いているので、管理してくださいと言われても無理な話。その辺の整合性も何もない計画案だけを出されてこれで決まりましたと言われても困ってしまう。

A 雨量等のデータについてはご意見としていただく。防災安全課や避難所運営委員会との関係について、まず災害廃棄物処理計画は災害が起きたときに災害のごみをどのように処理するかという計画になっている。避難所については避難所から出るごみとし尿が関係してくる。

Q 仮置場の話でエリア分けの話があって、受付があると思うが、その運営は避難所運営委員会がやるのか。

A 災害が起きると、生活ごみ、避難所ごみ、それから災害ごみがある。災害ごみは一次仮置場に搬入することになるが、それは避難所運営委員会に頼むという想定はしていない。10月15日に神奈川県産業資源循環協会と逗子市で協定を結んだが、そういったところから応援をもらいながら、一次仮置場は運営をしていく。

Q その割には仮置場の候補地に小学校などの避難所が入っているが。

A 仮置場候補地(1,000㎡以上)整理表(A3版)はすべての市が所有する土地について条件に当てはまるものをピックアップして検討したもの。左側が抽出したすべて、それに条件を当てはめ、最終的な候補地は右側の表になる。小学校、中学校校庭は候補地としていない。計画本編では23ページの表2-4仮置場候補地があるが、これの元になる資料がこの整理表である。

Q 仮置場に必要とされる面積との差はどう対応するのか。

A 最大の地震で26万9千平方メートル。この想定だと足りないという状況。

Q 計画案の中に国の役割がないが、何らかあるのでは。国との関係をもう少し記載しては。どの程度国が担う部分があるのか、教えてもらいたい。

A 本編45~46ページに国の地方財政措置がまとめてある。国は財政的措置を行う。また、西日本豪雨時には、仮設トイレのプッシュ型配備について内閣府を通じて経済産業省が

行った。市町村が仮設トイレを備蓄するにはスペースの確保が必要であるため、国によるプッシュ型支援は必要と考えている。

Q 仮置場、公園が想定されているようだが、実際のところでは道路に出されてしまっている状況がある。道路に出されたものはどのように片づけるのか。また、広い道路ならば活用してもよいのでは。道路にはそうしたものは置いてはいけないのか。

A 市の広報が遅いと全部道路に出されてしまうため、仮置場設置の広報をきちんと行う。先ほどのスライドの写真にあった道路に出されたごみがどうなったかという、民間では処分できず、自衛隊が排除したと聞いている。自衛隊が行う場合、車両の通行幅を確保するための排除であり、その混合廃棄物を選別するには大変な時間がかかる。

よって、最初から仮置場に分別して集積しなければ、その後の排出段階で、相当の時間を要することとなる。道路が広いからと言っても、同じと考えている。

Q 仮置場として池子の森自然公園についてはどうなのか。災害時の利用として不可能なのか、想定していないのか、伺いたい。

A 抽出したのは市の所有地（公有地ではない）。池子の森については、大規模な災害時には実際使えれば仮置場面積は増えるので、基地対策課を通して南関東防衛局に働きかけていきたい。